

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター指定保養施設利用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が指定する保養施設（以下「指定保養施設」という。）を会員及び同居の家族（以下「会員等」という。）が宿泊利用する場合、その経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(指定保養施設)

第2条 センターの指定する保養施設は、次の施設とする。

いこいの村あしがら	足柄上郡大井町柳 260
ペンション ふちは～ぶ	長野県南佐久郡八千穂村大字千代里 2093-48

第3条 助成を受けることができる者は、センターの会員等とする。

(助成額)

第4条 助成額は、次のとおりとする。

(1) 会員 1人1泊 2,000円

(2) 家族 1人1泊 1,000円

2 助成は、1人年度内2泊までとする。

(助成の方法)

第5条 助成は、指定保養施設利用助成券（以下「助成券」という。）を会員に交付し、会員等が指定保養施設に助成券を提出することにより宿泊経費の一部が控除されることにより行う。

2 助成券は、会員からの申出により理事長が会員に交付する。

(指定保養施設の利用申込み)

第6条 指定保養施設の利用申込みは、会員等が直接指定保養施設に申し込むものとする。

(助成券等の返還)

第7条 理事長は、偽りその他不正の行為により助成券の交付を受けた場合及び利用した場合は、助成券又は助成額を返還させることができるものとする。

2 会員は、交付を受けた助成券を利用しなかった場合は、助成券を理事長に返還するものとする。利用期日を変更した場合も同様とする。

附 則

1 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター設立の登記の日から施行する。

2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記前に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター指定保養施設助成要綱による助成事由については、この要綱による助成事由とみなす。